

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [障がい者の雇用](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

障がい者の雇用

37 障害者の雇用

Q 障害者を雇用するにあたってとくに法的に留意すべき点について教えてください。

POINT

- 一般事業主は、100分の2.0の雇用率で計算した障害者を雇用すべき義務があります。
- 一定の事業主は、厚生労働大臣に対する障害者雇用の状況報告の義務や障害者雇用推進者の選任の努力義務が課せられています。
- 常時200人をこえる労働者を雇用する事業主は、「障害者雇用納付金」の納付義務があります。主に課せられています。

A 1. 障害者雇用促進法の性格
障害者雇用促進法は、身体障害者・知的障害者の雇用促進の措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定をはかることを目的としています（1条）。この法律で障害者とは「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされています（2条1号）。

2. 事業主の責務

すべて事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければなりません（5条）。そして、事業主に対しては、政令で定める雇用率に達する人数の身体障害者または知的障害者を雇用すべき義務が課せられています（38条以下）。現在これは、一般事業主に対して100分の2.0とされています（週所定労働時間が30時間以上の重度身体障害者または重度知的障害者については、1人を雇用すれば2人と換算されます。）。つぎに、一般事業主（規模50人以上）は、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況を毎年1回厚生労働大臣に報告しなければなりません（43条5項）。このほか、事業主は、短時間雇用している障害者がフルタイムの雇用への移行を希望する場合には、その能力に応じた適切な待遇を行うよう努めなければなりませんし（80条）、障害者の雇用を促進するための諸業務を担当する「障害者雇用推進者」を選任する努力義務があります（78条・規模50人以上の事業主）。なお、常時200人をこえる労働者を雇用する事業主は、「障害者雇用納付金制度」の対象になります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.